

調禁独民自

公共調達改善へWG設置

土工協らに法改正でヒアリング

自民党の独禁法調査会（独禁調、保岡興治会長）は7日、独占禁止法の改正に向けた論点を整理するため、建設、石油卸、小売りの3業界を対象にヒアリングを実施した。建設業界からは日本建設業団体連合会（日建連）と日本土木工業協会（土工協）の2団体が出席。課徴金と刑事罰の二重賦課の解消などを要望するとともに、違反行為の抑止には公共調達制度の改正が必要だと主張した。

善が必要だと訴えた。これは、独禁調はワーキンググループ（WG）を設けて公共調達制度の問題点や改善策を検討する方針を明らかにした。ヒアリングでは、土工協が独禁法違反行為の根絶に向けて取り組みを強化している現状を説明した上で、制裁強化に見合った適正な手続きの確保、法改正と連動した公共調達制度の見直しが必要だと主張した。

適正な手続きの確保では、審査・審判制度の公平性を確保するため「公正取引委員会（公取委）における審判を廃止し、地方裁判所での取消訴訟にする」ことを要望。それが不可能な場合は「公取委とつながりのない他機関が審判を行う」とし、それも難しい場合は「審査と審判に厳格な壁を設け、事前審判制度に戻すべきだ」とした。

違反抑止制度について

例として、会計法など関係法令の改正、工事発注前の非公式な技術協力の根絶や特定JV制度の廃止などを挙げた。

一方、日建連は、▽内閣府が設けた独占禁止法基本問題懇談会の検討内容▽課徴金と刑事罰のあり方▽審判制度のあり方▽不公正な取引方法など課徴金の対象拡大の4項目で、改正に向けた取り組みとめる予定だ。

独禁法改正案は来年の通常国会に提出される見通しで、独禁調は今秋にも改正に向けた考えを取りまとめる予定だ。

えを説明した。独禁調の保岡会長は、法改正に向けた検討を深めるため、重要項目ごとにWGを設ける考えを示し、公共調達制度を項目に加える方針を明らかにした。